

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和 7 年 5 月 12 日

契約担当者

兵庫県立明石清水高等学校 福浦潤

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

生徒個人用ロッカー（鍵付き）（1 2 人用 7 2 台、6 人用 2 4 台、マスターキー 1 個）
既設撤去 1 式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和 7 年 12 月 26 日（金）

(4) 納入場所

兵庫県立明石清水高等学校 ホームルーム 2 4 室（A 棟 1 階から 4 階、エレベーターあり）
明石市魚住町清水 6 3 0 番地の 1

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 1 1 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事柄を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

- (1) 参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒674-0074 明石市魚住町清水 630 番地の 1

兵庫県立明石清水高等学校 担当：三澤（みわけ）

電話(078)947-1182 FAX(078)947-1183

- (2) 参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和 7 年 5 月 12 日（月）から 5 月 22 日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元 年兵庫県

条例第 15 号)第 2 条第 1 項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和 7 年 5 月 30 日(金)午前 11 時 00 分 兵庫県立明石清水高等学校

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間 事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定 する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和 7 年 5 月 29 日(木) 午後 4 時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 仕様等に関する質問

仕様等に関して質問がある場合は、次により質問書を提出すること。

ア 受付期間

令和 7 年 5 月 12 日(月)から 5 月 22 日(木)までの毎日午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

イ 受付場所 前記 3(1)に同じ。

ウ 提出書類

仕様等に関する質問書

エ 提出方法 持参又は FAX により提出すること。(FAX の場合は送信後、学校に電話で確認すること。

カ 回答は、令和 7 年 5 月 26 日(月)午後 4 時までに、入札者に通知する。

5 入札の方法

本件の入札は、兵庫県立明石清水高等学校が電子入札システム未導入のため、従来の入札者立会による入札書の提出方法により行う。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を令和 7 年 5 月 29 日(木)までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

なお、(2)アに示す国及び地方公共団体等との契約締結及び履行の実績がある場合にはそれを証する書面(「過去の契約実績に関する申出書」)を入札参加申込書に添付すること

ア 財務規則(昭和 39 年兵庫県規則第 31 号)第 84 条第 1 項第 3 号の規程に該当する場合(国(公社・社団を含む。以下同じ)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績経営の規模及び状況並びにその他状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。)

イ 保険会社との間に兵庫県立明石清水高等学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき(入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の 100 分の 5 未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。)

(3) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立明石清水高等学校を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険契約期間が契約締結予定日の令和 7 年 6 月 6 日(金)までであること。

なお、この契約予定日に関し、財務規則第 98 号第 1 項の規程により前記 3(3)の日(令和 7 年 5 月 30 日(金))の開札を通じて契約の相手方を決定した後 7 日以内に契約書作成を通じて(以下(6)参照)契約を締結する(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 5 項)こととされていること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに委任状を入札執行者に届出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

①初度の入札に参加して有効な入札をした者

②初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

① 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により 7 日以内に提出できない場合は、契約担当者の承認を得ること。

② ①の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。

③ 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通保有する。

④ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

⑤落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和 39 年兵庫県規則第 31 号)第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、または、競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

(9) 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

(10) その他

詳細は、「入札の注意事項」による。